

人材紹介業務に係る個人情報適正管理規程

許可番号 23-ユ-301925

株式会社名古屋銀行

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の行員の範囲は 法人営業部法人コンサルティンググループ及び人材開発部人事グループ、採用教育グループの行員のみとする。
個人情報取扱責任者は職業紹介責任者である法人営業部次席者とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の行員（以下、取扱者という）に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切な対応をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者である法人営業部次席者とする。

以上